

【発言要旨】（諮問事項：旭川市景観づくり基本計画の変更について）

委員	<p>P26「遠くに望む大雪山連峰は、旭川を代表する景観のひとつ…」と記載があるが、大雪山は旭川市内にないので、旭川を代表するという記載に違和感がある。</p> <p>P47「旭川市景観計画では一定規模以上の建築物や工作物について…」と規制を設けているという記載があるが、どの程度の規制をしているのか？</p> <p>P35（12～14行目）「JR 旭川駅や旭川空港に…「旭川に帰ってきた」と実感することがあります。」と記載されているが、現状に満足してしまっているように感じる。旭川の景観を良くしていこうという意欲を読み取れるような文面にできないか？</p>
委員	<p>P35について、個人的には共感することができる。この計画は基本計画であり、具体的な計画を示すものではないのでこの記載で問題ないと思う。</p>
委員	<p>P35について、ここでは「まちの入口は大切だ」という趣旨の文面であり、このままで良いと思う。</p> <p>P26について、「景観」を市町村界で考えるべきではないと思う。旭川市の景観の背景に大雪山連峰があり、それに合わせてまちなみを形成していくという考えとなると思うので、この文面で良いと思う。</p>
委員	<p>P26について、旭川から見える大雪山というのは旭川の特権であり、この文面で良いと思う。</p>
委員	<p>P26の最後の行に「旭川の景観の素顔となる自然を活かしたまちを目指します。」と記載されており、自然環境を活かすことが前提となっているので、例えば、市街地の建物などが山並みの景観を遮るようなことがないようにしていくという考えではないか。</p>
委員	<p>では「大雪山連峰は、旭川を代表する…」となっているが、それでいいのか？</p>
委員	<p>先程、発言があったとおり、景観は市町村界で分けるものではない。</p> <p>旭川の景観を考えると、大雪山連峰は欠かすことができないものである。</p>
事務局	<p>大雪山連峰は、旭川市だけではなく、北海道を代表するシンボリックなものである。したがって、P26は「地域を代表するシンボル…」と記載を変更するのはどうか。</p>
委員	<p>了解した。</p>
委員	<p>P35については、もっと「まちの入口は大切だ」ということを印象づけるような文面にはならないか？</p>
委員	<p>（16行目～）「他都市から訪れるひとにとっては、旭川の第一印象を決めるものになります。まちの入口にふさわしいまち並みづくりを行うことが望まれます。」と添えてあり、旭川駅や旭川空港からの景観が大切だと言っているが、これでは不十分か？</p>
委員	<p>今の文面では、入口が旭川的第一印象を決めるものであるということが、弱くなっているため簡潔にまとめてはどうか。「旭川に帰ってきた」とか「愛着」という表現が不要かと思う。</p>

委員	入口が大切だということを記載するのはいいと思う。更に「帰ってきた」とか「愛着がある」などの表現があった方が、より具体的なイメージができるので良いと思う。
委員	(15行目～)「まちへの愛着を思い起こさせるものです。」というのは、旭川に住んでいる人の気持ちであり、旭川市民としては違和感が無い表現だと思う。そして、現状に満足しているというわけではない。実際、駅や空港など旭川に帰ってきたことを実感したときに「ほっ」とした気持ちになるので、この文面はこのままで良いと思う。
委員	では、文章を並べ替えて、入口が大切だということを強調したらどうか？
委員	景観は思いが大切だと考えている。ここでは、旭川に住んでいる人が帰ってきたと実感するという思いを伝える文面になっていると思うので、文章を並べ替えることで、入口が大切だということと切り離さない方が良いと思う。
事務局	(15～16行目)「…まちへの愛着を思い起こさせるものです。」で改行し、「また、他都市から訪れる人にとっては…」と段落を変えるのはどうか？
委員	了解した。
事務局	P47について、色彩の基準などについては旭川市景観計画で定めており、建築面積が500㎡を超える建築物や、高さ10mを超える建築物、工作物については届出の対象となっており、色彩の明・彩度を定めている。外壁の基調色については、高・中明度(概ね4～8程度)、中・低彩度(6以下)としている。北彩都地区はさらに厳しく、彩度を3以下として誘導している。また、旭川カラーガイドがあり、建築物の設計者などに、これを参考として設計してもらっている。
委員	例えば、市内に緑色のマンションがあるが、これはどうなっているのか？
事務局	この届出制度は平成19年からであるため、この届出制度ができる前に建築された可能性がある。
委員	改修するときには基準を守らなければならないのか？
事務局	改修時も届出の対象となる場合があるので、その際は誘導していく。
委員	高所からの景観では、一般住宅の屋根も景色のひとつとなる。屋上防水層の色を統一するとききれいになると思うが。
事務局	屋上の色や屋根の形状など、統一されていないのは課題だと思っている。この景観づくり基本計画では記載することはできないが、今後、このような意見も含めて検討していきたい。
委員	P13の位置づけの図に旭川市景観計画が示されていない。景観づくり基本計画と景観計画が紛らわしいこともあるので、図示すべきではないか？
事務局	旭川市景観条例に基づき、景観づくり基本計画を策定した。その後、景観法が制定され、これに基づき景観計画を策定した。景観計画の内容は、景観づくり基本計画の考え方を取り入れて策定している。そのため、景観づくり基本計画があって、その下に景観計画が位置付けられることを図に示す。

【発言要旨】（報告事項：普及啓発活動等について）

委員	バスツアーの参加人数を制限したのは、マイクロバスだったためか？
事務局	その通りである。
委員	バスツアーを開催する季節のこだわりはあるか？例えば、秋の岡田邸の紅葉はきれいだと思う。
事務局	今年度は夏に設定した。児童向けは夏休みに合わせた。
委員	春光台公園の水芭蕉も良いと思う。 何回も開催するのであれば、それぞれ違う季節に開催しても良いのではないか？
事務局	四季それぞれで、良い場所があることは理解しており、今いただいた意見も含めて、来年度以降の開催時期や回数を検討していく。開催する季節が限られるようであれば、他の季節の魅力も紹介し、参加者が興味をもって足を運んでもらうようにしたい。